



## カゴノキ

この地方では比較的珍しい木である。暖地生、いわゆる暖かい地方に生える木で、本州の太平洋側では茨城県より西の地域、日本海側では福井県より西に、そして、四国、九州、沖縄などに産する常緑樹である。

殿の右下の木などがある。なお、裏高尾町小仏の宝珠寺のものは東京都天然記念物指定の大木である。幹の模様がおもしろい。鹿の子模様が珍しく、非常にわかりやすい。

雌雄異株で、花は小さな黄色をおびた花だ（写真は雄花）。9月頃につけ、赤い実は雌木に直径7〜8ミリのものが翌年の夏にみえる。要するに前年の雌花は一年後にみることになる。




法人会

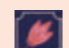
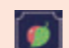

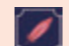


写真・資料提供  
菱山忠三郎氏



《今月の笑顔》  お客さまの幸せづくり  
**たましん 多摩信用金庫 大和田支店**

まえだ みさ  なかの かなみ  
前田美沙さん 中野佳奈美さん

-  タックスコーナー「令和元年10月1日から消費税軽減税率制度が実施されます」
-  八王子税務署「署長着任・副署長インタビュー」
-  経営コラム「お疲れ様から考える」
-  貸切列車でTDR往復「親と子の税金教室2019」







## 八王子税務署長 山口芳朗氏 (やまぐち よしあき)

### ▼八王子税務署に着任される以前のお仕事について、お聞かせいただけますか。

前任は、札幌国税不服審判所部長審判官として、札幌国税局管内の審査請求に係る事件処理の進行管理を中心とした審判部の運営を担当していました。納税者の正当な権利利益の救済機関として、適正かつ迅速な事件処理に取り組みました。それ以前は、主に情報システム関係の仕事に約20年近く従事しており、税務の仕事が紙からデータに移っていく変遷を目の当たりにできたことは貴重な経験だと思っています。

### ▼これまでのお仕事の中で大切にしてくださいました事、または、今後大切にしていきたいのはどのような事でしょうか。

仕事の方向性を決めていくときに、考え得るパターンをすべて出して、その中から最善のものを選ぶように心掛けてきたと思っています。それと、仕事をするメンバーの間では、お互い納得した上で、事を進めるようにできるだけやってきましたし、これからもそうしたいと考えています。あとからいい仕事だったと思えば最高ですね。

### ▼ご出身地、子供の頃（学生時代）のエピソードなど、お聞かせいただきたいのですが。

私は、九州佐賀県の武雄市という温泉町で育ちました。小学校のころはとにかく虫が好きな子供でした。真夜中に起き出して、庭のアリの巣に懐中電灯の光を当てて観察したこともたびたびで、母からは何かにとりつかれているのではと心配されたこともありました。中学、高校はバンドを組んで主にフォークソングを歌っていましたが、合唱部がコンクールで県外に遠征するときには臨時部員で合唱にも加わっていました。高校3年のときに九州交響楽団と「第9」を合唱したことはいい思い出になっています。それ以外には、バイクにも乗っている普通の田舎の十代でしたね。

### ▼趣味や休日の過ごし方など、お聞かせいただけますか。

趣味としては、自宅の小さな畑での野菜作りですかね。農薬を使わずとれた野菜をすぐに食べる。最高ですね。作るのは私で、妻はもっぱら食べる専門ですが。それと趣味とは思っていませんが、読書は好きで、週2冊程度は読んでいます。鼻負の作家のものはすべて読破していますが、ジャンルを問わずいろいろな本を読むようにしています。本からいろいろなことを学べるわけですから、読書は人生の糧、心の糧だと思っています。それと、手先の老化防止も兼ねて「カギ編み」をしています。妻のサマーセーターやカーディガンなど編みましたが、とりえず着てくれています。

### ▼最近、何か関心をお持ちの事はございますか。

ここ数年は、妻と旅行で寺社巡りをしてしまっていて、それぞれの縁起を理解してお参りし、御朱印をいただくようにしています。いろいろな歴史・文化にふれることが大事だと、しみじみ思う歳になったのかもかもしれません。八王子税務署の職員サークルに「八王子研究会」というものがありまして、会員になりました。地域を知り、地域を愛するという趣旨の活動を通じて、八王子の人、歴史、文化を知りながら楽しみたいと思っています。

### ▼最後に、法人会員の皆様にメッセージをお願いいたします。

法人会員の皆様は、ご事業を営まれるなかで、ボランティアとして地域における社会貢献活動や税の広報・租税教育を熱心に行っていただいております。特に、「租税教室」への講師派遣、「税に関する絵はがきコンクール」の募集から選考、表彰や「親子の税金教室」の開催など、未来を担う子供たちが税の大切さと財政の知識を学ぶことの大切さを教えていただいていることに、只々ありがたうの言葉しかありません。八王子税務署では、本年10月から開始する消費税率の10%への引上げと軽減税率制度の実施に向けて周知・広報を引き続き行っていきますので、ご協力をお願いいたします。八王子法人会及び会員の皆様には、これからも良好な協働関係のもと、ご支援、ご協力をお願いいたします。



## 八王子税務署 法人課税担当副署長 田口 実氏 (たぐち みのる)

### ▼八王子税務署に着任されて1年が経過しましたが、八王子法人会の活動をご覧いただいて、どのような印象を持たれましたか。

1年間、各委員会や部会の活動を拝見しましたが、常に明確な目的があり、結果を総括し、次に繋げるサイクルが完成してきて素晴らしいと感じました。全ての委員会・部会の活動に感銘を受けていますが、女性部会の「税に関する絵はがきコンクール」関連事業、青年部会の「親子の木工教室」、私も榎原小学校の「税金クイズ」に参加しましたが、社会貢献委員会が中心となった「租税教室」関連事業は子供たちの笑顔が素晴らしく特に印象に残っています。

### ▼八王子で1年過ごされて、印象に残ったことや、思い出などお聞かせ頂けますか。

昨年7月から8月の猛暑には参りました。八王子まつりの2日間の暑さは「熱さ」でした。御神輿を待つ間、何杯ビールを飲んでも涼しくならず、沖縄でも経験したことが無いほど日焼けしました。あと、町名が多くて、まだ全て覚えていません。地図を手から離せません。

### ▼八王子の街をご覧になって、前任地の沖縄と「ここが違う」と一番感じたことは何ですか。

前任地の沖縄と比較すると「全てが違う」と感じています。言葉、植物、家屋の全てが異なりますが、なぜか、その全てが懐かしく感じます。全てが「いい感じ」で気持ちよく過ごしています。

### ▼趣味や休日の過ごし方など、お聞かせ頂けますか。

10年近く小中学生に卓球を教えていましたので、趣味と言えば卓球になりますが、上京してからは、遠ざかっていますので、現在は趣味と言える趣味はありません。休日もほとんど八王子にいます。ネットで紹介されている八王子のお店、史跡、神社をぶらぶらしています。これからの季節、汗だくで挙動不審な中年男性を見かけたらきっと私です。

### ▼最近何か関心をお持ちの事はございますか。

仕事の面では、10月の消費税率変更と軽減税率の導入が最大の関心事です。とにかくスムーズに事が進むよう署を挙げて準備しますので、法人会のみなさんも協力をお願いします。また11月の庁舎移転も事故なく進むよう頑張ります。私生活では、相変わらず「超常現象」「UFO」「超古代文明」「妖怪」など、夢がある話に夢中です。

### ▼最後に、法人会員の皆様にメッセージをお願いいたします。

法人会は「税」に関する団体ですが、八王子法人会の活動は、税に関する活動を通して、八王子市や日本の未来を想像していると感じています。そして、その活動は会員の皆様の善意で成り立っています。引き続き、皆様と協力して頑張りますので、よろしくをお願いいたします。



### ■八王子署法人関係異動情報（抜粋・敬称略）



法人課税第1部門  
統括官  
**山元雄二**  
(やまもと ゆうじ)

(前任) 江戸川北署 法人1統括官



法人課税第2部門  
統括官  
**甲斐千恵子**  
(かい ちえこ)

(前任) 相模原署 法人2統括官



法人課税第1部門  
上席審理官  
**瀧上正義**  
(たきうえ まさよし)

(前任) 東京国税局課税1部 調査開発課



法人課税第2部門  
上席審理官  
**清水 孝**  
(しみず たかし)

(前任) 新宿署 法人3上席



法人課税第1部門  
審理官  
**板倉慎弥**  
(いたくら しんや)

(前任) 鯉沢署 法人調査官



# 令和元年10月1日から 消費税の軽減税率制度が実施されます

令和元年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

## 軽減税率(8%)の対象品目

**飲食料品** 飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の一体資産を含みます。外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。

**新聞** 新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

## 《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》



**飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方** 売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。

**飲食料品の売上げがなくとも、飲食料品の仕入れ（経費）がある課税事業者の方** 仕入れ（経費）について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。

**免税事業者の方** 課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

## 免税事業者の方へ



〈令和元年6月〉国税庁

## 帳簿及び請求書等

消費税率が複数税率となりますので、これまでの記載事項に加え、軽減対象資産の譲渡等である旨及び税率ごとに区分して合計した税込対価の額を記載した請求書等（区分記載請求書等）を発行することや、日々の経理において帳簿には軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨を記載することが必要となります。

### 《帳簿の記載例》

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容（軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨）
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

| 総勘定元帳（仕入） |    |   |                |     |        |
|-----------|----|---|----------------|-----|--------|
| XX年       | 月  | 日 | 摘要             | 税区分 | 借方(円)  |
| 11        | 30 |   | △△商事様 11月分 日用品 | 10% | 88,000 |
| 11        | 30 |   | △△商事様 11月分 食料品 | 8%  | 43,200 |

### 《請求書の記載例》

- ① 区分記載請求書等発行者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（軽減対象資産の譲渡等である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込)
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

## 軽減税率対策補助金

軽減税率対策補助金事務局（中小企業庁）では、複数税率への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、複数税率対応のレジの導入や、受発注システムの改修などを行うに当たって、その経費の一部を補助する軽減税率対策補助金による事業者支援を行っています。軽減税率対策補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。

【URL】 <http://kzt-hojo.jp>  
 【専用ダイヤル】0120-398-111（無料）  
 【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

## 軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。  
 消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）  
 【専用ダイヤル】0120-205-553（無料）  
 【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）  
 上記専用ダイヤルのほか、最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押す（軽減税率制度以外の国税に関する一般的なご質問やご相談は「1」になります。）と、つながります。  
 税務署の連絡先は国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）でご案内しています。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、最寄りの税務署への電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

国税庁ホームページ下部の「>その他のバナー一覧」をクリック

こちらをクリック

消費税軽減税率制度

又は QRコードから特設サイトへ





## 2020年度 税制改正に関するアンケート

まもなく、10月初旬に全国法人会総連合（全法連）より発表される「2020年度・税制改正に関する提言」。これは、全法連が全国440の法人会から寄せられた「税制改正に関するアンケート」の集計結果などをもとに、なるべく広い意見を取り入れて作成しています。当法人会も今春、会員を対象にアンケートを実施し、121件の回答を得ました。この頁では、八王子の企業の声を取りまとめた集計結果をお知らせします。



▲税制改正に関する提言は、毎年秋の法人会全国大会で発表されます。（写真は昨年の大会）

\* アンケートの設問は広報誌「きずな」4月号に封入し、全会員にお送りしました \*

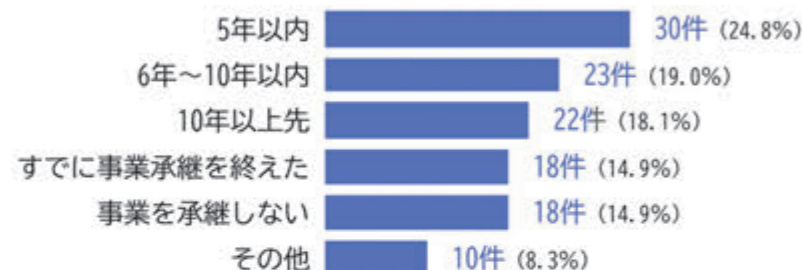
### ■“配偶者控除等見直し”～パート社員等の就業調整への効果は限定的～

Q 2017年度税制改正で行われた、配偶者控除・配偶者特別控除の見直し（所得控除額38万円の対象となる配偶者の給与収入金額の上限を103万円から150万円に引き上げる等）の効果について、事業者の立場からどのように考えますか？



### ■4社に1社が5年以内の事業承継を予定

Q 日本経済の基盤である中小企業の円滑な世代交代は、待ったなしの課題となっています。あなたの会社の事業承継の時期（予定を含む）についてお答えください。



### ■事業承継税制では、さらなる拡充や新制度を求める声が70%以上に

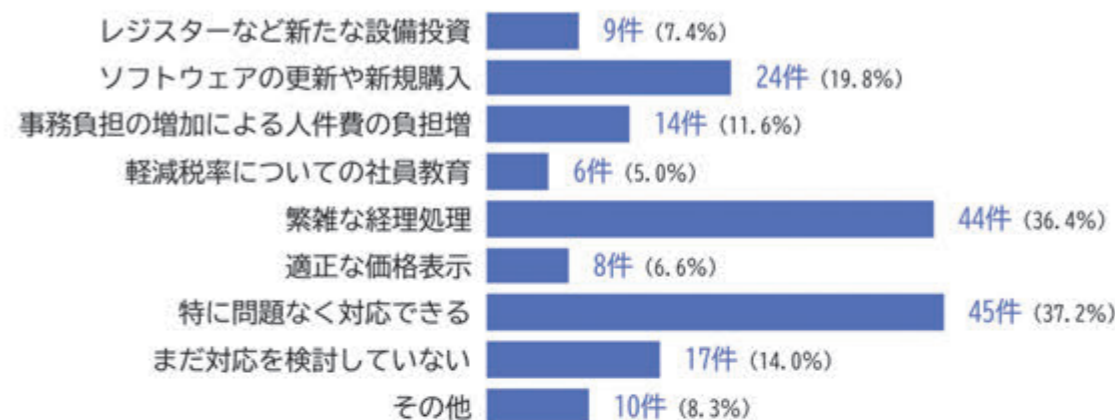
Q 2018年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として、贈与税・相続税の納税猶予制度の抜本的な拡充が行われました。今般の改正を踏まえて、事業承継税制についてどのように考えますか？



## 会員から寄せられた回答の集計結果をご紹介します

### ■消費税軽減税率への懸念 “特に問題ない”が37.2%と最多に そのいっぽうで、7社に1社が“まだ対応を検討していない”と回答

Q 2019年10月より、消費税の軽減税率制度が実施される予定となっています。あなたの会社で特に懸念される点があれば、以下より2つ以内で選んでください。



\*この設問は、1社で複数項目に回答している場合があります。

### ■インボイス制度については、“わからない”が“導入やむなし”を上回る

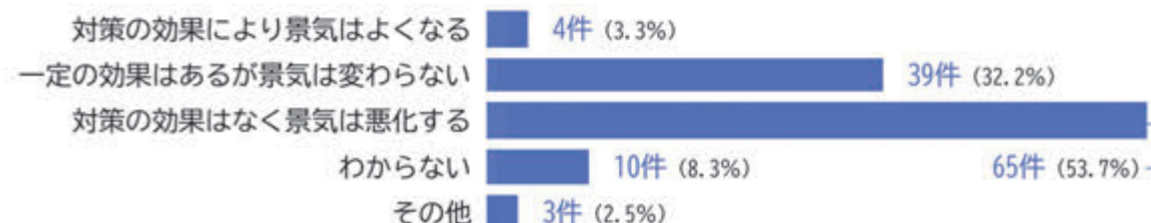
Q 2023年10月1日以降は、消費税にインボイス制度が導入され、「適格請求書」等の保存が仕入れ税額控除の要件となります。このことについてどう考えますか？

【解説】適格請求書を交付できるのは、税務署長に登録申請した課税事業者となりますので、登録手続きを受けていない免税事業者（基準期間の課税売上高1千万円以下）からの仕入れについては、仕入税額控除をすることができなくなります。



### ■消費税率引き上げに伴う景気については、「政府が対策を講じたとしても悪化する」の意見が過半数を占める

Q 2019年の消費税率引き上げに向け、住宅や自動車に係る税制措置のほか、ポイント還元などの財政面での対策が講じられています。消費税率引き上げによる当面の景気への影響についてどう考えますか？



◆ 集計結果については、締切日の5月10日までに寄せられた121件の回答をもとに取りまとめました ◆



# 「お疲れさま」から考える

(株)アルティスタ人材開発研究所 代表 玄間千映子

労働力確保が命題となっている昨今では、どの職場でも外国人労働者の活用は必須です。他国の人々との協働を考える時、「ロウドウ」文化の違いを知っておくのも「ツ」の一つ。そこで今回は、「お疲れさま」というかけ声から、「ロウドウ」文化の違いをのぞいてみよう。



「お疲れさま」ひと仕事終わると、その働きへのねぎらいの声掛けが誰からともなく起きるのが日本だ。日本では、働くことを上下なく「ねぎらう」のだ。ところが、もともと身分格差が激しく、奴隷に生産活動を担わせていた他国では、上下なく「ねぎらう」という文化は希薄だ。

「ねぎらう」は、相手をいたわる気持ちの表現だから、「お疲れさま」の後ろに続くのは、「一息ついて」とか、「ありがとだね」「もう一働き、頑張ろう」という励ましだ。そこには風通しの良さとか、明るさを感じることができる。課題に向かう姿勢が、そこにはある。

ところで「ねぎらう」を漢字で書く「労」となる。「いたわる」を漢字

で書いても、「労る」となる。「労」の読み音は「ロウ」だから、「働く」の前にロウが付くと、「労働」となり「ろうどう」となる。この労働という言葉に続くのは、労働災害とか労働組合といった、対峙する姿勢がつきまとう言葉が続き易く、働くという活動に喜びとか愉しさといった気配は薄い。

「労」と同じ「勞」という文字であるにもかかわらず、「勞」の読み方を変えただけなのにここまでイメージが変わるとはと驚きだが、日本が文字を持った経緯が絡んでいると知れば、納得できる。

日本語の前身、大和言葉の時代の日本は、小さな社会だったので、読み

音だけで文字の必要がなかった。ところが仏教伝来で、文字の便利さに気付いた日本は、古代中国から漢字を持ち込んだ。その時、大和言葉で「みず」と呼んでいるものは古代中国では「スイ」と呼んでいる物と同じであり、それには「水」という文字が充てられているようだという、意識のためのすり合わせが行われた。日本の漢字に音訓のあるのはそれゆえだが、異文化と国境を接していない日本は、物と異なり、人の活動を表す言葉には文化の違いが色濃く反映されていることを見落とした。

「労」という文字にも二面性が生じ、今日引きずっているのはそれゆえだろう。

ついでにいえば、「働」という文字は日本製で、大陸では「動」と書き「労働」と書く。生産活動に人と機械の区別はない。表意文字を生んだ大陸では機械のように「ごき使われる」のが「はたらく」なのだ。もちろん、日本語の「遊び疲れる」という状況は大陸の人々にもあるが、自発的活動で「つかれる」場合は「累」を使い、「労」は使わない。「労働」の読み音は

「ロウドウ」なので、読み音では大陸の「労働」と同じだが、活動思想は180度違っているのだ。外国人労働者の彼らと日本人との協働は、「お疲れさま」の「疲れる」は「労」ではなく「累」からだということが彼らに身についた頃、ようやく生まれるのだと思う。

## 【筆者紹介】

玄間千映子(げんま・ちえこ)  
(株)アルティスタ人材開発研究所代表。  
國學院大学卒。米インマヌエル大学大学院卒業。米スタンフォード大学ビジネススクール修了。財団法人日本船舶振興会(現日本財団)役員、国会議員秘書を経て1994年に前身の(株)アルティスタを設立し代表に。2006年現社名に改組。日本経済大学大学院非常勤講師、(一社)水底質浄化技術協会監事などを兼任。  
著書に「ジョブ・ディスクリプション」  
「問一答」  
「リストラ無用の会社革命」など。



## 地区事業レポート

### 【元八地区】起震車乗車体験、防災講話、税金クイズを併せたBBQ大会「社員・家族の集い」を開催しました

元八地区では、毎年夏の恒例事業となっている「社員・家族の集い」を、上恩方町にある「夕やけ小やけふれあいの里」で開催しました。

7月に入り天候不順が続き、不安視された中、当日はバーベキュー日和となり役員もひと安心。

今年は八王子市防災課による起震車乗車体験、八王子消防署の防災講話、税金クイズと、充実した内容となりました。

最後はお土産にメロンと子どもたちにはおもちゃが配られ参加者は満足している様子でした。

(2019.7.21 参加83名)



従業員の退職金準備は

## 特退共

優秀な人材の確保・定着化に

# 東法連特定退職金共済制度

(新企業年金保険)



## 特定退職金共済制度(特退共)の魅力

1. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで任意に設定できます。
2. 掛金は全額損金または必要経費に算入できます。
3. 従業員数や資本金額にかかわらず加入できます。
4. ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

## 公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となり昭和52年に財団法人として設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けています。
- 東京都知事の公益認定を受けて平成24年10月に公益財団法人に移行しました。
- 約5,200社の事業所の皆さまにご加入いただき、約430億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。  
○このご案内は、平成29年10月時点の制度内容に基づき記載されており、制度内容は将来変更されることがあります。  
○上記記載の税務取扱いは、平成29年10月現在の税制に基づくものです。今後税務の取扱いが変わる可能性もあり、将来を保証するものではありません。  
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

資料請求・お問い合わせは **TTK** 公益 東法連特定退職金共済会 財団法人

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階  
TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642  
<https://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp/>





「親と子の税金教室2019」

- 八王子法人会毎年夏の恒例、「親と子の税金教室」が開催されました。
- 貸切特急型電車が高尾から立川まで各駅に停車し、288名の参加者を乗せて一路舞浜へ直行。
- 出発すると、山田厚生委員長が車内放送で朝の挨拶。
- 次に税金クイズが配られ、井上社会貢献副委員長が、車内放送で答えを読み上げ丁寧に解説しました。
- 税金クイズの解答に一喜一憂していると程なく、舞浜駅へと貸切電車が到着。
- 車内で特別な時間を過ごして、今度は夢と



魔法の東京ディズニーリゾートへと軽やかな足取りで向かっていきました。

■たっぷり楽しんだ後も、貸し切り列車で楽々八王子まで直帰。

子ども達には夏休み終盤のよい思い出となりました。

(2019.8.21)

▼ 初級コース

- Q1** 日本に住む人たちがみなで出し合うお金は？  
①会費 ②年貢 ③税金
- Q2** 道路、歩道橋、郵便ポスト、コンビニ、交番、小学校の中で税金で作られているのはいくつ？  
①4つ ②5つ ③6つ
- Q3** 次のうち税金で買っている車は？  
①タクシー ②路線バス ③救急車
- Q4** 小学生一人のために使われる税金は1ヶ月で？  
①約35,000円 ②約55,000円 ③約75,000円
- Q5** 消費税の軽減税率の対象とならないのは？  
①晩ご飯の材料にする野菜 ②宅配ピザ  
③イトインコーナーで食べるお弁当

車内税金クイズ

(解答は最下段)

▼ 上級コース

- Q6** 国際観光旅客税の金額は？  
①500円 ②1,000円 ③1,500円
- Q7** オリンピック金メダル報奨金で税金がかかるものは？  
①JOCからの報奨金  
②スポンサー企業からの報奨金  
③JOC加盟競技団体からの報奨金

この他にも税の雑学的な問題が出題されました。



山田厚生委員長



井上社会貢献副委員長



- 税金クイズの答
- 【Q1】①税金
  - 【Q2】①4つ
  - 【Q3】③救急車
  - 【Q4】②約75,000円
  - 【Q5】③イトインコーナーで食べるお弁当
  - 【Q6】②1,000円
  - 【Q7】②スポンサー企業からの報奨金

▼本誌8月号11頁掲載記事にお名前記載の誤りがございました。謹んでお詫び申し上げますとともに訂正いたします。

代表取締役  
ふるかわよしひろ  
株式会社裕登商事 古川美弘さん

事業者の皆様！ 準備はお済みですか？ 本年(2019年)10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されます。

## 仕入税額控除の方式が変わります！

標準税率 10% と、・飲食料品(酒類・外食を除く)  
・新聞(定期購読契約された週2回以上発行されるもの) に係る軽減税率 8% について

帳簿・請求書・レシート等の記載を複数税率に対応させる必要があります。

レジや受発注・請求書管理システムの導入・改修が必要となることがあります。

軽減税率制度説明会にぜひご参加ください。

財務省 www.mof.go.jp

今月の笑顔



多摩信用金庫 大和田支店

(大和田町)

<https://www.tamashin.jp/>

▼今月の笑顔は八王子方面から甲州街道浅川を渡り大和田5丁目にある、「たましん大和田支店」さんへお伺いしました。

▼法人会としても大変お世話になっているたましん「多摩信用金庫」さんは、経営理念：「たましんは、お客さまの幸せを創造する企業、たましんの仕事は、お客さまの幸せづくり」長期ビジョン：「永続的に地域の課題解決インフラになる」を目指されています。

▼小笠原支店長ご案内のもと、笑顔で明るいお二人にインタビューしました。

▼入社4年目の中野さんは、「お客さまサービス課として年金担当で、主に戸別訪問をしています。月に300件は訪問します」「電動自転車ですりませんが、日焼けが大変です」入社2年目の前田さんは、「事務サービス課で、主に窓口担当をしています。振り込め詐欺対策の対応では、大きなお金が動く場合など、警察にも対応して頂く場合があり、お客様に誤解を招かぬよう十分心掛けて説明しています」

▼大切にしていることはとの問いに「笑顔でいる事、小さな約束も、5分の遅れもきちんと連絡をすることです」(中野さん)「お客様が来てよかったと思えるよう、常に笑顔を保つよう心がけています」(前田さん)

▼休日はとの問いに「サッカー観戦が大好きで、鹿島アントラーズを応援しています。現地の鹿島スタジアムまで友達と車を交代で運転して行きます」(中野さん)

「私は野球観戦が大好きです。ジャイアンツファンで、東京ドームやハマス、神宮まで観に行きます」(前田さん)



前田美沙さん 支店長 小笠原 秀さん 中野佳奈美さん

2人とも明るく笑顔で野球、サッカーとスポーツ観戦について熱く語っていただきました。

▼「2人とも笑顔で元気で安心してます。これからも成長して行ってほしいです」(小笠原支店長)

▼「八王子市内に16店舗出店させていただいています。今年はキャッシュレスの推進や、軽減税率制度の導入の予定があり、法人会をはじめ、地域の団体と連携して取り組んでいきたいです」「何かご相談がございましたら、お気軽にお近くのたましんにお越しください」(小笠原支店長)

発行者 公益社団法人 八王子法人会 会長 多田 充 伸 発行日 令和元年9月5日  
 編集者 公益社団法人 八王子法人会 広報委員長 清宮 仁 印刷 スズキ美術印刷(株)  
 発行所 公益社団法人 八王子法人会 東京都八王子市大横町14-25 東京都八王子市南町9-8  
 第44巻 第6号通巻466号 電話(042)625-4875(代) FAX(042)625-0566 電話(042)626-2600(代)